

# 姉小路デイサービスセンター

## 利用契約書

\_\_\_\_\_  
様(以下「契約者」という。)と 社会福祉法人 七野会 (以下「事業者」という。)は、契約者が 姉小路通所介護事業所 (以下「事業所」という。)において、事業者から提供される通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

### (契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、契約者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める通所介護サービスを提供します。

2 事業者が契約者に対して実施する通所介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項(以下「通所介護計画」という。)は、別紙に定めるとおりとします。

### (契約期間)

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から要介護認定の有効期間までとします。契約期間満了の7日前までに契約者から事業者に対して文書により契約終了の申し入れがない場合には、本契約はさらに更新されるものとし、以後も同様とします。

### (通所介護計画の決定・変更)

第3条 事業者は、居宅サービス計画(ケアプラン)に沿って契約者の通所介護計画を作成するものとします。

2 事業者は、通所介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定し、交付します。

3 事業者は、居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合、もしくは契約者及び家族等から変更の要請があった場合に十分に協議をしたうえで通所介護計画を変更するものとします。

4 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、契約者に対してその内容について説明し、同意を得たうえで決定し、交付します。

### (介護保険給付対象サービス)

第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者が事業所において、契約者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

2 事業者が提供する通所介護サービスの具体的内容、介護保険適用の有無については別紙「重要事項説明書」のとおりとします。

(運営規程の遵守)

第5条 事業者は、別に定める運営規程に従い、通所介護の事業をおこないます。

(サービス利用料金の支払い)

第6条 契約者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

2 前項の他、契約者は、重要事項説明書に定める食事代等、契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業所に支払うものとします。

3 サービス利用料金は、1ヶ月毎に計算し、契約者はこれを翌月末日までに支払うものとします。

(利用日の中止・変更)

第7条 契約者は、利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止または変更することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者申し出ることとします。変更の場合には、事業者は契約者の希望日を聞いた上で、利用日を協議するものとします。

(利用料金の変更)

第8条 第6条第1項に定めるサービス利用料金の標準負担額について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

2 第6条第2項に定めるサービス利用料金については、事業者は契約者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料金の変更を申し入れることができることとします。

3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(事業者及びサービス従事者の義務)

第9条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、生活環境等の安全・確保に配慮するものとします。

2 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行うものとします。

3 事業者は、契約者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、それをサービスの完結日より5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、写しを交付するものとします。

4 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

5 事業者及びサービス従事者または従業員(従業員であった者を含む)は、通所介護サービスを提供するうえで知り得た契約者又は家族等に関する事項を正当な理由なく第

三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。但し、緊急の医療上の必要性がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

- 6 事業所職員は、契約者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、契約者及びその家族の個人情報を用いません。

(契約者の施設利用上の注意義務等)

第10条 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

(損害賠償責任)

第11条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条第5項に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者にも故意又は重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(契約の終了)

第12条 契約者は、本契約の有効期間中、契約希望終了日の7日前までに事業者へ通知することによって、本契約を解除することができるものとします。但し、契約者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合はこのかぎりではありません。

2 契約者は、事業者及びサービス従事者が以下の行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者及びサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護予通所介護サービスを実施しない場合
- (2) 事業者及びサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者及びサービス従事者が契約者もしくはその家族等に対して社会通念を著しく逸脱する行為を行った場合

3 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 契約者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、催告期間が30日を越えたにもかかわらずこれが支払われない場合。
- (2) 契約者もしくはその家族等が事業者及びサービス従事者に対して本契約を継続しがたいほどの著しい不信行為を行った場合。

(苦情処理)

第13条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等から苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第14条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、契約者と事業者は誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が署名または記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者 住所

氏名

印

署名代筆者 住所

氏名

印

(契約者との関係)

事業者	住所	京都市北区大北山長谷町5番地36
	事業者名	社会福祉法人 七野会
	代表者氏名	理事長 井上 ひろみ 印